

日常生活用具の購入補助を申請して指伝話KiT2をご購入される方へ ～申請の前にご一読ください～

【日常生活用具の給付について】

日常生活用具給付等事業は、市区町村が行う地域生活支援事業の一つとして、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することにより福祉の増進に資することを目的としています。この制度を活用することによって、指伝話KiT2導入の際にお住まいの市区町村から補助が給付される場合があります。市区町村の福祉窓口でご確認ください。市区町村の判断となりますが、指伝話KiT2は「携帯用会話補助装置」の区分となることが多いです。

【専門家への相談】

指伝話KiT2を言語コミュニケーションを支援する道具として用いる場合には、言語聴覚士などの言語リハビリテーションの専門家や、通っている特別支援学校の先生や専門家に、指伝話KiT2が適したものかどうかを、あらかじめご相談ください。

弊社は専門家と連絡を取り、より良い活用方法について検討を致します。もし、専門家が指伝話KiT2よりも適した機器があると判断された場合には、その機器のご利用をお勧めします。効果が期待できる中で、指伝話KiT2をご活用いただければと考えております。

【画面のタップが難しい方へ】

指伝話KiT2は、画面をタップして使用するものですが、タップ操作が難しい場合は、画面タップに関する設定の調整、スタイラスペンの利用、スイッチを使った操作が適している場合もあります。ご利用環境については身体の状況やお使いになる日常生活の場面にもよりますので、専門家にもご相談ください。なお、スイッチやスイッチを使うためのアダプタは日常生活用具の「情報通信支援用具」の区分で購入補助を受けられることもあります。

【専用機について】

指伝話KiT2は、指伝話の機能（文字タイプ・五十音タイプ・文字盤タイプ・筆談タイプ・絵カードタイプ）だけが使用できる専用機として提供します。筐体にはiPadを使用していますが、iPadを提供するのではなく専用機としてお使いいただくことが前提となります。

最近では、希望者の日常生活がより円滑に行われるためという本来の日常生活用具給付の目的に沿って指伝話KiT2を日常生活用具のもとで支給対象とする市区町村も増えてきましたが、タブレット類を認めない市区町村があるなど、対応が地域によって異なることもあります。

弊社としては、指伝話はきっかけであり、その後にiPadを使い映画や音楽を楽しむことや、地図を使い外に出かけて写真を撮って家族や友人に見せることなど、生活を楽しむことがリハビリテーションにも日常生活にとっても良いことと信じております。しかし、市区町村によっては支給の規定上、他の目的に転用できるものは認められないという場合もあります。時代の流れによって理解は変わっていくことと思いますが、そういった背景があるので、日常生活用具として支給を希望される場合には、お住まいの市区町村によってはiPadとしてではなく「専用機」としてのみ動作する設定してお渡しすることをご了承ください。

また、万が一、ご利用される方が設定を変更して専用機モードを解除した場合には、日常生活用具としては製品保証の対象外となりますのでご注意ください。指伝話アプリのユーザとしてのサポートを致します。

【iPadをお持ちの方へ】

指伝話は、iPadのアプリとして一般に販売もしています。もし既にiPadをお持ちでしたら、アプリをダウンロード購入していただくことで文字タイプ・五十音タイプ・文字盤タイプ・筆談タイプ・絵カードタイプの機能を利用することができます。また、指伝話KiT2と同梱される通話通信機材（通話通信専用アダプタ、接続ケーブル、ボタン電池）も別売しております。

また、日常生活用具の給付について、アプリのみの申請を受け付ける市区町村もありますので、一度お住まいの市区町村の窓口でご相談ください。

【お問い合わせ窓口】

ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡ください。

有限会社オフィス結アジア

電話：0466-21-7448、ファクス：0466-21-7996、メール：info@yubidenwa.jp

251-0012 神奈川県藤沢市村岡東3-12-10